

第4号

平成12年9月15日

津田町・大川町・志度町・寒川町・長尾町

合併協議会だより

発

行

津田町・大川町・志度町・寒川町・長尾町合併協議会 会長 小西 優雄

編

集

津田町・大川町・志度町・寒川町・長尾町合併協議会事務局



第5回「津田町・大川町・志度町・寒川町・長尾町合併協議会」を8月28日、津田町中央公民館で開催し、継続協議となつて農業委員会委員の定数及び任期の取扱いのほか、保健衛生の取扱いや電算システムの取扱いなど4件について協議しました。

また、先の協議会では新しく誕生する市の名称も「さぬき市」とすることが確認され、合併協議会もいよいよ中盤を迎えるたびに5町間の具体的な協議、調整が本格的になり、議論が深まっています。

以下、7月24日に志度町社会福祉センターボランティア集会室において開催した「第4回合併協議会」での協議事項と併せて、今回の「第5回合併協議会」で協議、確認された項目について、その概要をお知らせします。

新市の名称は「さぬき市」に決定

第4回 合併協議会の結果

基本的5項目を
すべて確認
議会議員の定数及び
任期の取扱いも確認

継続協議となつて新市の名称のほか、議会議員の定数及び任期の取扱い等を含め、5件を協議、新市の名称及び議会議員の定数及び任期の取扱いなど4件が確認されました。さらに、新規にじんあい処理の取扱いなどを件を提案しました。また、今回は香川県市町振興課谷野課長から香川県内における合併に関する最近の動きについて、詳細な説明が行われました。

○協議第5号
議会議員の定数及び任期の取扱いについて
現任の5町の議会議員(68人)については、市町村の合併の特例

●新市における住民の一体感の醸成、産業観光振興等のまちづくりにおいても、最も合併の効果を活かせる名称であることなど。

○協議第12号
議会議員の定数及び任期の取扱いについて
現在の5町の議会議員(68人)については、市町村の合併の特例

に関する法律第7条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年2月間(平成15年5月末まで)、引き続き新市の議会の議員として在任することで確認されました。

なお、合併後初めて行われる一般選挙における市議会議員の定数については、新市の議会で決めることがあります。

○協議第13号

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて

農業委員会については、合併時に統合するものとし、現在の5町の選挙による農業委員会委員(59人)について、市町村の合併の特例に

については、市町村の合併の特例に選挙による農業委員会委員(59人)について、市町村の合併の特例に

合併協議会により

去の経緯や建物の状況等により統一することが困難なもの、不適当と思われるものについては、現行のとおりとします。

各種証明手数料、住民票の写し等の交付手数料については、5町とも差異がないため、現行のとおりとします。

公営住宅の取扱いについては、現行のとおりとし、家賃算定に必要な係数については、新市において決定する」とが確認されました。

また、公営住宅の駐車場の使用料についても、5町で整備状況に差異が見られるため、現行のとおりとします。

川県市町振興課谷野課長から香川県内における合併に関する最

次回への継続協議となりました。

今まで前回に引き続き香川県内における合併に関する最

案しました。また、今回も前回に引き続き香川県内における合併に関する最

案しました。

公営住宅の取扱いについては、現行のとおりとし、家賃算定に必要な係数については、新市において決定する」とが確認されました。

また、公営住宅の駐車場の使用料についても、5町で整備状況に差異が見られるため、現行のとおりとします。

法定項目の農業委員会委員の定数及び任期の取扱いのほか、じんあんの取扱い等を含め、5件を協議。さくに、次回の協議会で協議される地方税、国民健康保険及び建設関係事業の取扱いなど9件を提起しました。

また、今回も前回に引き続き香川県内における合併に関する最

案しました。また、今回も前回に引き続き香川県内における合併に関する最

案しました。

○協議第16号

○協議第17号

○協議第18号

第5回 合併協議会の結果

これまで、継続協議となっていた

法定項目の農業委員会委員の定数及び任期の取扱いのほか、じんあんの取扱い等を含め、5件を協議。さくに、次回の協議会で協議される地方税、国民健康保険及び建設関係事業の取扱いなど9件を提起しました。

また、今回も前回に引き続き香川県内における合併に関する最

案しました。また、今回も前回に引き続き香川県内における合併に関する最

案しました。

○協議第19号

○協議第20号

○協議第21号

○協議第22号

○協議第23号

○協議第24号

○協議第25号

○協議第26号

○協議第27号

○協議第28号

○協議第29号

○協議第30号

○協議第31号

○協議第32号

○協議第33号

○協議第34号

○協議第35号

○協議第36号

○協議第37号

○協議第38号

○協議第39号

○協議第40号

○協議第41号

○協議第42号

○協議第43号

○協議第44号

○協議第45号

○協議第46号

○協議第47号

○協議第48号

○協議第49号

○協議第50号

○協議第51号

○協議第52号

○協議第53号

○協議第54号

○協議第55号

○協議第56号

○協議第57号

○協議第58号

○協議第59号

○協議第60号

○協議第61号

○協議第62号

○協議第63号

○協議第64号

○協議第65号

○協議第66号

○協議第67号

○協議第68号

○協議第69号

○協議第70号

○協議第71号

○協議第72号

○協議第73号

○協議第74号

○協議第75号

○協議第76号

○協議第77号

○協議第78号

○協議第79号

○協議第80号

○協議第81号

○協議第82号

○協議第83号

○協議第84号

○協議第85号

○協議第86号

○協議第87号

○協議第88号

○協議第89号

○協議第90号

○協議第91号

○協議第92号

○協議第93号

○協議第94号

○協議第95号

○協議第96号

○協議第97号

○協議第98号

○協議第99号

○協議第100号

○協議第101号

○協議第102号

○協議第103号

○協議第104号

○協議第105号

○協議第106号

○協議第107号

○協議第108号

○協議第109号

○協議第110号

○協議第111号

○協議第112号

○協議第113号

○協議第114号

○協議第115号

○協議第116号

○協議第117号

○協議第118号

○協議第119号

○協議第120号

○協議第121号

○協議第122号

○協議第123号

○協議第124号

○協議第125号

○協議第126号

○協議第127号

○協議第128号

○協議第129号

○協議第130号

○協議第131号

○協議第132号

○協議第133号

○協議第134号

○協議第135号

○協議第136号

○協議第137号

○協議第138号

○協議第139号

○協議第140号

○協議第141号

○協議第142号

○協議第143号

○協議第144号

○協議第145号

○協議第146号

○協議第147号

○協議第148号

○協議第149号

○協議第150号

○協議第151号

○協議第152号

○協議第153号

○協議第154号

○協議第155号

○協議第156号

○協議第157号

○協議第158号

○協議第159号

○協議第160号

○協議第161号

○協議第162号

○協議第163号

○協議第164号

○協議第165号

○協議第166号

○協議第167号

○協議第168号

○協議第169号

○協議第170号

○協議第171号

○協議第172号

○協議第173号

○協議第174号

○協議第175号

○協議第176号

○協議第177号

○協議第178号

○協議第179号

○協議第180号

○協議第181号

○協議第182号

○協議第183号

○協議第184号

○協議第185号

○協議第186号

○協議第187号

○協議第188号

○協議第189号

○協議第190号

○協議第191号

○協議第192号

○協議第193号

○協議第194号

○協議第195号

○協議第196号

○協議第197号

○協議第198号

○協議第199号

○協議第200号

○協議第201号

○協議第202号

○協議第2

ここでちょっとおさらいで

各協定項目の調整内容については、様々な表現方法が採られていますが、主な意味合いは次のとおりです。

- ・現行のとおりとする。…今までどおり、5町それぞれの状態で変更はありません。
- ・合併時に調整する。…平成14年4月1日(合併目標期日)までに、様々な会議で話し合いを行い、新しい市が始まるまでに決めておきます。ただし、新市の予算編成時期との関係がありますので、来年の秋頃までに順次決めていきます。
- ・新市において決定する。…新しい市になってから話し合いを行い、一番良い方法に決めていきます。
- ・○○町の例による。…5町のうちで、一番良い方法が採られている町に合わせていきます。

なお、「合併時に調整する。」の表現項目のように合併目標期日までの間に逐次決定していく内容については、「合併協議会だより」などを通じて、皆様方にお知らせする予定です。

合併トピック



合併関係5町長会議開かれる

7月10日(月)及び8月16日(水)、合併関係5町長会議が長尾町役場で開催されました。この会議は、合併協議会に上程する協議事項全般について、円滑かつ効率的な審議が展開できるよう、各町長の間で振り合わせを行ったものです。これからも、毎月1回のペースで開催される予定になっています。



新市のまちづくりへの夢馳せて

8月10日を皮切りに5日間、合併関係5町を対象にした新市建設設計画策定のためのトップヒアリングが各町で町長、助役等が参加して開かれました。各町において現在実施及び計画中の各種事業が、新しい市となつた場合にどのように連携、展開されることが望ましいかについて、綿密に協議されました。また、5町内における現地調査も行われました。

- ・農林水産関係事業の取扱いについて、次のとおり確認されました。
- ・国県補助事業及び継続事業について、新市においても引き続き実施する。
- ・町単独事業及び災害復旧事業の受益者負担割合については、合併時に調整する。
- ・森林組合、漁業協同組合については、新市との体性を保つために、それぞれの事情を尊重しながら、統合を含めて調整に努めるものとする。

- ・農林水産業施策の推進を図るために、協議会等組織については、新市において新たに設置する。
- ・農振農用地区域については、現行のとおりとし、新市において作成する農業振興地域整備計画に基づき調整する。
- ・農業経営基盤促進対策事業については、引き継ぎ実施する。ただし、当事業の促進体制(組織等)は、新市との連携を保つために、統合を含めて調整に努めるものとする。
- ・転作関係団体、農業経営者団体については、現行のとおりとし、組織を新市に引き継ぐものとする。ただし、将来の統合に向けて検討ができるよう指導する。

- ・林地開発については、合併時に調整する。
- ・漁港施設の使用料及び占用料については、合併時に調整する。
- ・土地改良区関係団体については、現行のとおりとする。
- ・農林水産業施策の推進を図るために、協議会等組織については、新市において新たに設置する。
- ・電算システムの取扱いについて、農業経営基盤促進対策事業については、引き継ぎ実施する。ただし、当事業の促進体制(組織等)は、新市との連携を保つために、統合を含めて調整に努めるものとする。
- ・合併時に、住民、税、財務の各情報が必要な業務を行う施設等で、本部と同様の運用が可能となるネットワークシステムを構築する。ただし、個人情報の保護及び事務効率化の面から、運用の部分的な制御については、合併時に調整することになりました。

- ・地方税の取扱いについて、新市において新たに確立するものとし、マスターープランについては、新市で調整し、新たに作成する。
- ・生産調整(転作)については、新市において調整する。
- ・林道漁港については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- ・林地開発については、合併時に調整することになりました。
- ・漁港施設の使用料及び占用料については、合併時に調整する。
- ・土地改良区関係団体については、現行のとおりとする。
- ・農林水産業施策の推進を図るために、協議会等組織については、新市において新たに設置する。
- ・電算システムの取扱いについて、農業経営基盤促進対策事業については、引き継ぎ実施する。ただし、当事業の促進体制(組織等)は、新市との連携を保つために、統合を含めて調整に努めるものとする。
- ・合併時に、住民、税、財務の各情報が必要な業務を行う施設等で、本部と同様の運用が可能となるネットワークシステムを構築する。ただし、個人情報の保護及び事務効率化の面から、運用の部分的な制御については、合併時に調整することになりました。

- ・林地開発については、合併時に調整することが確認されました。
- ・漁港施設の使用料及び占用料については、合併時に調整する。
- ・土地改良区関係団体については、現行のとおりとする。
- ・農林水産業施策の取扱いについて、農業経営基盤促進対策事業については、引き継ぎ実施する。ただし、当事業の促進体制(組織等)は、新市との連携を保つために、統合を含めて調整に努めるものとする。
- ・合併時に、住民、税、財務の各情報が必要な業務を行う施設等で、本部と同様の運用が可能となるネットワークシステムを構築する。ただし、個人情報の保護及び事務効率化の面から、運用の部分的な制御については、合併時に調整することになりました。
- ・地方税の取扱いについて、新市において新たに確立するものとし、マスターープランについては、新市で調整し、新たに作成する。
- ・生産調整(転作)については、新市において調整する。
- ・林道漁港については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- ・林地開発については、合併時に調整することになりました。
- ・漁港施設の使用料及び占用料については、合併時に調整する。
- ・土地改良区関係団体については、現行のとおりとする。
- ・農林水産業施策の取扱いについて、農業経営基盤促進対策事業については、引き継ぎ実施する。ただし、当事業の促進体制(組織等)は、新市との連携を保つために、統合を含めて調整に努めるものとする。
- ・合併時に、住民、税、財務の各情報が必要な業務を行う施設等で、本部と同様の運用が可能となるネットワークシステムを構築する。ただし、個人情報の保護及び事務効率化の面から、運用の部分的な制御については、合併時に調整することになりました。

理機能に調整することが確認されました。

建設関係事業の取扱いについて、協議会等組織については、新市において新たに設置する。

社会教育の取扱いについて、協議会等組織については、新市において新たに設置する。

納税関係の取扱いについて、協議会等組織については、新市において新たに設置する。

同和教育の取扱いについて、協議会等組織については、新市において新たに設置する。

国民健康保険の取扱いについて、協議会等組織については、新市において新たに設置する。

議会の取扱いについて、協議会等組織については、新市において新たに設置する。

介護保険の取扱いについて、協議会等組織については、新市において新たに設置する。

【次回合併協議会日程】
会は、9月25日(月)に大川町で開催することに決まりました。

○協議第22号 各種団体についての補助金、交付金等の取扱いについて
○協議第23号 国民健康保険の取扱いについて
○協議第24号 公共的団体等の取扱いについて(その1)
○協議第25号 介護保険の取扱いについて

【次回合併協議会日程】
会は、9月25日(月)に大川町で開催することに決まりました。

合併協議会

(平成12年8月28日現在)

- 印は基本方針が確認された項目
- 印は現在協議中の項目
- 印は今後協議する項目

—基本的協定項目—

- 合併の方針に関する事項
- 合併の期日に関する事項
- 新市の名称に関する事項
- 新市事務所の位置に関する事項
- 財産及び債務の取扱いに関する事項

—合併特例法に規定されている協定項目—

- 議会議員の定数及び任期の取扱いに関する事項
- 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いに関する事項
- 地方税の取扱いに関する事項
- 一般職の職員の身分の取扱いに関する事項

—その他必要協定項目—

- 特別職等の身分の取扱いに関する事項
- 条例、規則等の取扱いに関する事項
- 事務機関及び組織の取扱いに関する事項
- 一部事務組合等の取扱いに関する事項
- 使用料、手数料等の取扱いに関する事項
- 公共的団体等の取扱いに関する事項
- 各種団体への補助金、交付金等の取扱いに関する事項
- 町、字の区域及び名前の取扱いに関する事項
- 町の慣習の取扱いに関する事項
- 国民健康保険の取扱いに関する事項
- 介護保険の取扱いに関する事項
- 消防団の取扱いに関する事項
- 各種事務事務の取扱いに関する事項
- 自治会・行政連絡機関の取扱い
- 情報公開の取扱い
- 防災関係の取扱い
- 姉妹都市等の取扱い
- 病院の取扱い
- 納税関係の取扱い
- 簡易システムの取扱い
- 広報広報の取扱い
- 各福祉制度の取扱い
- 同和対策の取扱い
- 社会福祉協議会の取扱い
- じんあい処理の取扱い
- 保健衛生の取扱い
- 農林水産関係事業の取扱い
- 商工観光の取扱い
- 都市計画の取扱い
- 建設関係事業の取扱い
- 公営住宅の取扱い
- 上水道等の取扱い
- 公共下水道等の取扱い
- 小中学校・幼稚園の通学区域等の取扱い
- 学校教育の取扱い
- 学校給食の取扱い
- 社会教育の取扱い
- 同和教育の取扱い
- 新市建設計画に関する事項
- その他必要な事項に関する事項



津田の松原

(津田町)

白砂と常緑の老松のコントラストが絶景の津田の松原は、江戸時代の初期・慶長5年(1600年)に石清水八幡宮の防風林として植えられたのが始まりとされています。樹齢600年を越える老松を始め、根上り松など3,000本余りの松があり、海岸線1キロメートルにわたって続いており、瀬戸内海の中でも著名な勝地として名を馳せています。



富田茶臼山古墳

(大川町)

みちくさ自然公園の北側に位置する、四国最大の規模を誇る前方後円墳です。この前方後円墳は最も力強い豪族に与えられたものといわれ、全長約35メートル、3段に築かれた古墳の丘は、古代の暮のしや歴史を偲ばせる愛々たるもので、「いにしへの足音が聞こえてき



志度寺

(志度町)

四国霊場第86番札所の名刹として有名で、孝明天皇のころに創建されたといわれる志度寺は、瀬戸内海国立公園に属し、風光明媚な志度灘に面した寺域1万坪と広大で、建物のほとんどが重要文化財に指定されています。境内には、海女の主取り伝説を残す海女の墓などもある。



三重の瀧

(寒川町)

町内を南北に流れる地蔵川の上流、約5キロメートルの山中に位置する祕境の名勝の滝です。落差52メートル、三重に落として漱して落しく岩に当たつ、轟くばかりの音が聞こえてきます。正に、「せせらぎ」の如き」と西行法師が山脈の中であげてあります。



大窓寺

(長尾町)

四国霊場第88番札所、結願寺として標高770メートルの屈嶺ヶ峰を背景に、本堂と多宝塔が併かなたたずまいを醸し出しています。全国各地から年間約50万人が訪れるこの寺は、鐘の音とお遍路さんの鐘の音で、環境庁主催の「音100選」にも選ばれました。特に

ご意見をお待ちしています

合併協議会事務局では、皆様からのご意見等をお待ちしています。

合併についてのお問い合わせやご意見ご提言等がございましたら、津田町・大川町・志度町・寒川町・長尾町合併協議会事務局(〒769-2392 大川郡長尾町東888番地5 長尾町役場内 TEL0879-52-2948・FAX0879-52-2971)又は各町合併推進窓口まで、お寄せいただきま

すようお願いいたします。

蝉時雨が降り、ホンバガ舞い、そして鈴虫の音色に秋の足音を感じる季節となっていました。古里の里山が紅葉に身をまとい、段とお洒落な装いで、私たちの日を

楽しんでくれるのももうすぐですね。そして、自然がささやく季節の移り変わりに誘われて、ふとぶらり旅に出たくなる思秋期の到来です。身近に立ち寄れるスポットで、それ

それが「2000年秋物語」を綴つてみませんか。今日は、歴史と文化に彩られた町の「名勝旧跡」について、紹介いたします。